

岩美町がんばる漁業者支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩美町補助金等交付規則（平成11年岩美町規則第5号。以下「規則」という。）の規定に基づき、岩美町がんばる漁業者支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、魚価の低迷等による漁業収入の減少、燃油価格の高騰等による漁業経費の増加などにより、漁業者の経営状況が悪化していることから、漁業経営の改善を図る取組に支援を行い、町内漁業者の経営能力強化を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 町は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、事業の着手を希望する20日前までに行わなければならない。ただし、操業の都合により、やむを得ない場合はこの限りではない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 別表の事業は、一隻につきそれぞれ一度しか申請できないものとする。

4 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

5 本補助金の交付申請、請求、受領及び報告等に関する手続きについては、漁業協同組合が事業主体から委任を受けて行うことができるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第5号によるものとする。

3 町長は、前条第4項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応

する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更等)

第6条 規則第10条第1項の町長が別に定める軽微な変更は、補助事業ごとに別表の第5欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条の規定による実績報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 補助事業の完了から30日を経過する日又は補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日

(2) 補助事業の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

2 規則第17条の報告書に添付すべき書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第6号により速やかに町に報告し、町長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を町に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第8条 規則第25条に定める制限の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、町長が別に定める期間)とする。

(収益納付)

第9条 補助事業者は、補助事業により取得した財産を、規則第25条の町長の承認を受けて処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から10日以内に、町長にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、町長がその収入の全部又は一部に相当する額を町に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなくてはならない。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月31日から施行し、平成29年度に係る事業から適用する。

別表 (第3条関係)

1 補助事業 がらばる 漁業者支 援事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費及び補助対象経費上限額	4 補助率	5 重要な変更														
1	<p>事業実施主体</p> <p>次の条件をすべて満たす町内の漁業者</p> <ol style="list-style-type: none"> 20 t 未満の漁船漁業を営む者。 補助申請時の年齢が満 65 歳以下の者。ただし、過去 3 年間に平均 90 日以上の出漁実績があることを様式第 3 号により所属する漁業協同組合長等が証明した者については、満 70 歳以下とする。また、法人経営体については年齢要件を問わない。 補助事業完了後、財産処分制限期間内は継続して 1 年につき 90 日以上出漁することを誓約する者。 <p>*右欄 1 (3) については、上記 1 を満たす必要はないものとする。</p>	<p>補助対象経費等の購入経費</p> <p>1 漁船用機器等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>間接補助対象経費</th> <th>間接補助対象経費の上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 漁船用省エネ機関 沿岸漁業改善資金助成法(昭和 54 年法律第 25 号。以下「法」という。)に基づき鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和 55 年鳥取県規則第 1 号)で定めた鳥取県沿岸漁業改善資金事務取扱要領(昭和 55 年 5 月鳥取県農林水産部長通知。以下「改善資金要領」という。)別表の経営等改善資金の第 4 燃料油消費節減機器等設置資金の(1)漁船用環境高度対応機関の基準を満たす機関であること。</td> <td>9,000 千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 漁船用機器 法に基づく沿岸漁業改善資金の貸付対象となっている機器等については、改善資金要領別表に定められた基準を満たす機器。ただし、別表に定めがない機器については町長が別に定めるものとする。</td> <td>2,000 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 漁船用 LED</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>間接補助対象経費</th> <th>間接補助対象経費の上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沿岸漁船用の作業用に用いることを目的とした LED 灯及び関連装置</td> <td>300 千円</td> </tr> <tr> <td>沿岸漁船用の集魚用に用いることを目的とした LED 灯及び関連装置</td> <td>1,000 千円</td> </tr> <tr> <td>沖合底びき網漁船用の作業用に用いることを目的とした LED 灯及び関連装置</td> <td>3,000 千円</td> </tr> </tbody> </table>	間接補助対象経費	間接補助対象経費の上限額	(1) 漁船用省エネ機関 沿岸漁業改善資金助成法(昭和 54 年法律第 25 号。以下「法」という。)に基づき鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和 55 年鳥取県規則第 1 号)で定めた鳥取県沿岸漁業改善資金事務取扱要領(昭和 55 年 5 月鳥取県農林水産部長通知。以下「改善資金要領」という。)別表の経営等改善資金の第 4 燃料油消費節減機器等設置資金の(1)漁船用環境高度対応機関の基準を満たす機関であること。	9,000 千円	(2) 漁船用機器 法に基づく沿岸漁業改善資金の貸付対象となっている機器等については、改善資金要領別表に定められた基準を満たす機器。ただし、別表に定めがない機器については町長が別に定めるものとする。	2,000 千円	間接補助対象経費	間接補助対象経費の上限額	沿岸漁船用の作業用に用いることを目的とした LED 灯及び関連装置	300 千円	沿岸漁船用の集魚用に用いることを目的とした LED 灯及び関連装置	1,000 千円	沖合底びき網漁船用の作業用に用いることを目的とした LED 灯及び関連装置	3,000 千円	1/6	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象経費の増額 2 機器等の変更 3 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更
間接補助対象経費	間接補助対象経費の上限額																	
(1) 漁船用省エネ機関 沿岸漁業改善資金助成法(昭和 54 年法律第 25 号。以下「法」という。)に基づき鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和 55 年鳥取県規則第 1 号)で定めた鳥取県沿岸漁業改善資金事務取扱要領(昭和 55 年 5 月鳥取県農林水産部長通知。以下「改善資金要領」という。)別表の経営等改善資金の第 4 燃料油消費節減機器等設置資金の(1)漁船用環境高度対応機関の基準を満たす機関であること。	9,000 千円																	
(2) 漁船用機器 法に基づく沿岸漁業改善資金の貸付対象となっている機器等については、改善資金要領別表に定められた基準を満たす機器。ただし、別表に定めがない機器については町長が別に定めるものとする。	2,000 千円																	
間接補助対象経費	間接補助対象経費の上限額																	
沿岸漁船用の作業用に用いることを目的とした LED 灯及び関連装置	300 千円																	
沿岸漁船用の集魚用に用いることを目的とした LED 灯及び関連装置	1,000 千円																	
沖合底びき網漁船用の作業用に用いることを目的とした LED 灯及び関連装置	3,000 千円																	
		<p>2 漁船の改造経費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>間接補助対象経費</th> <th>間接補助対象経費の上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁業経営の強化・改善に繋がる改造</td> <td>1,000 千円</td> </tr> </tbody> </table>	間接補助対象経費	間接補助対象経費の上限額	漁業経営の強化・改善に繋がる改造	1,000 千円												
間接補助対象経費	間接補助対象経費の上限額																	
漁業経営の強化・改善に繋がる改造	1,000 千円																	

岩美町がんばる漁業者支援事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業実施主体

(1) 事業実施主体名（生年月日）	(年 月 日)
(2) 使用している漁船名と漁船登録番号 （漁船名・トン数）	第 号 （ トン）
(3) 過去3年間の出漁日数の平均	平均 日

3 事業の内容及び経費の配分

（単位：円）

事業項目	機器名・数量等	補助対象経費 （算定基準額） （A）+（B）+（C）	負担区分		
			町補助金 （A）	県補助金 （B）	その他 （C）
(1) 漁業用省エネ機関の 購入経費					
(2) 漁船用機器の購入 経費					
(3) 漁船用LEDの購入 経費					
(4) 漁船の改造経費					

4 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

5 事業完了予定（又は完了）年月日

6 添付資料

(1) 様式第3号（出漁日数証明書）※補助申請時に満65歳以下の者は不要

(2) 様式第4号（誓約書）

(3) 購入する機器等の仕様書及び見積書（消費税額、下取り価格がわかるもの。）

(4) 購入した機器等の領収書等支払いを証明する書類

（注）事業計画書には（1）～（3）を添付し、事業報告書には（4）を添付すること。

岩美町がんばる漁業者支援事業収支予算（決算）書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
町補助金					
県補助金					
そ の 他					
合 計					

2 支出の部

（単位：円）

事業種目	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
(1) 漁船用省エネ機 関の購入経費					
(2) 漁船用機器の購 入経費					
(3) 漁船用LEDの 購入経費					
(4) 漁船の改造経費					
合 計					

年 月 日

出 漁 日 数 証 明 書

漁業協同組合 代 表 者 様

岩美町がんばる漁業者支援事業費補助金の申請をしたいので、証明願います。

申請者 住 所
氏 名 印
(法人経営体にあつては代表者氏名)

記

1 申請者の使用している漁船名及び漁船登録番号

漁 船 名	
漁 船 登 録 番 号	

2 過去3年間の出漁日数

過去3年間の出漁日数の平均		平均	日
	1年前 (年 月～ 月まで)		日
	2年前 (年 月～ 月まで)		日
	3年前 (年 月～ 月まで)		日

上記のとおり相異なることを証明する。

年 月 日

漁業協同組合 代 表 者 印

年 月 日

誓 約 書

漁業協同組合 代 表 者 様

申請者 住 所
氏 名 印
(法人経営体にあつては代表者氏名)

年 月 日付けで申請した岩美町がんばる漁業者支援事業費補助金の交付が決定された上は、交付決定通知書に記載された財産処分の制限期間内は、継続して1年につき90日以上出漁することを誓約します。

また、この誓約等に違反し、補助金の返還を命じられた場合には、受領した補助金を返還することを併せて誓約します。

番 年 月 日
号

様

岩美町長 印

年度岩美町がんばる漁業者支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった岩美町がんばる漁業者支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、岩美町補助金等交付規則（平成11年岩美町規則第5号。以下「規則」という。）第6条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の交付対象となる事業は、平成 年 月 日付で申請のあった補助事業とし、その内容は申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、岩美町がんばる漁業者支援事業費補助金交付要綱（「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第6号 (第4条、第7条関係)

事業の内容及び経費の配分内訳 (計画 (実績))

(単位:円)

区分	支所名	事業実施主体名 生年月日(年齢)	漁 船		過去3年間の 平均出漁日数	購入機器・数量 事業内容等	補助対象経費 (A)+(B)	負担区分			事業完了(予定) 年月日	
			漁船名	登録番号				トン数	町(A)	県(B)		その他(C)
(1) 漁船用 省工ネ機関												
	漁船用省工ネ機関 合計											
(2) 漁船用 機器												
	漁船用機器 合計											
(3) 漁船用 LED												
	漁船用LED 合計											
(4) 漁船改造												
	漁船改造 合計											
	合 計											

年 月 日

岩美町長 様

職氏名 印

年仕入に係る消費税等相当額報告書

年 月 日付第 号により交付決定通知があった平成 年度岩美町ががんばる漁業者支援事業費補助金について岩美町ががんばる漁業者支援事業費補助金交付要綱第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の額の確定額 (平成 年 月 日付第 号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入に係る消費税相当額	金	円
4 補助金返還相当額 (= 3 - 2)	金	円

(注) 参考となる資料を添付すること。